

使用料規程改定案のポイントにつきまして

今般の改定内容は以下のとおりとなりますが、別添 1「使用料規程改定のポイント」に図説しておりますので、併せてご覧いただけますと幸甚に存じます。

1. 改定内容につきまして

(1) 使用料規程第 2 節（アナログ複製）、第 5 節（デジタル複製）ともに、「包括許諾契約・簡易方式」、「包括許諾契約・実額方式」、「個別許諾方式」の順に規定するべく、規定順を変更いたします。

【変更理由】

「包括許諾契約・簡易方式」の契約が、全契約の 99%を占めている実態を反映するものとなっております。

(2) 第 2 節、第 5 節ともに、「包括許諾契約・実額方式」について小規模事業者向けの契約方法であることを明確化（「全従業員数が概ね 50 名以下」の事業者に限定）するべく規定内容を見直しいたします。

【変更理由】

「包括許諾契約・実額方式」は、契約者が報告対象期間内において定期的に複製量を申請し、当該申請に基づいて使用料を支払う方式であり、小規模事業者を念頭に設定されていたものでしたが、現行の使用料規程においては、小規模事業者を対象とした契約であることが明記されていないことから、今般の改定により当該趣旨を明確化するものです。

なお、明確化にあたりましては、①現行の使用料規程においては、最低使用料金の算定基準が 30 人となっていることを踏まえつつ、また、②各省庁の中小企業等の定義や政府が実施している経済センサスにおける統計データ（企業の従業員別社数及び事業所数）を参照した結果、「全従業員数が概ね 50 名以下」とすることが妥当と判断いたしました。

2. 経過措置につきまして

上記 1. (2)「包括許諾契約・実額方式」に係る契約者様のうち、新たに設ける基準を超える契約者様につきましては、経過措置を設け、令和 5（2023）年度契約については、引き続き現行の契約内容でのご契約が可能となるよう経過措置を設けます。

(以上)